二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

24　法第九十条の十二第三項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

25　法第九十条の十二第三項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車で財務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

26　法第九十条の十二第三項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

27　法第九十条の十二第三項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車で財務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

28　法第九十条の十二第四項に規定する財務省令で定める変更は、自動車検査証の記載事項のうち次の各号のいずれかに掲げる事項についての変更とする。

一　型式
二　長さ、幅又は高さ
三　車体の形状
四　原動機の型式
五　燃料の種類
六　原動機の総排気量又は定格出力
七　乗車定員又は最大積載量
八　車両重量
九　空車状態における軸重

29　法第九十条の十二第六項に規定する平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号。第三十一項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第二号に掲げる方法とする。

30　法第九十条の十二第六項に規定する財務省令で定めるエネルギー消費効率は、乗用車判断基準告示に定める基準エネルギー消費効率とする。

31　法第九十条の十二第六項に規定する平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたエネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

32　法第九十条の十二第六項において準用する同条第一項（第四号イに係る部分に限る。）、第二項（第一号イに係る部分に限る。）又は第三項（第一号イに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第六項第二号、第十四項第二号又は第二十一項第二号の規定の適用については、第六項第二号中「）第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること」とあるのは「。以下この条において「実施要領」という。）第三条第八号に掲げる基準に適合すること」と、「自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車」とあるのは「自動車の平成二十七年度エネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車」と、第十四項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること」とあるのは「実施要領第三条第七号に掲げる基準に適合すること」と、「自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」とあるのは「自動車の平成二十七年度エネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車」と、第二十一項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること」とあるのは「実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること」と、「自動車が平成二十七年度燃費基準達成車」とあるのは「自動車の平成二十七年度エネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車」とする。

（乗合自動車の範囲等）

第四十条の三　法第九十条の十三第一号に規定する財務省令で定める自動車は、次の各号に掲げる自動車とする。

一　移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第二百五十七号。次号及び第三項において「移動等円滑化ノンステップバス基準等告示」という。）第一条に規定するノンステップバス（次項において「ノンステップバス」という。）であること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がノンステップバスであることが記載されている自動車に限る。）。

二　移動等円滑化ノンステップバス基準等告示第二条に規定するリフト付きバス（次項において「リフト付きバス」という。）であること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がリフト付きバスであることが記載されている自動車に限る。）。

2　法第九十条の十三第一号ロに規定する財務省令で定める基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一　ノンステップバス　移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。次号及び第四項において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第三十七条から第四十二条までの基準

二　リフト付きバス　公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項、第三十八条第二項及び第四十二条の基準

3　法第九十条の十三第二号に規定する財務省令で定める自動車は、移動等円滑化ノンステップバス基準等告示第四条第一項の規定による認定を受けた自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が認定ユニバーサルデザインタクシーであることが記載されている自動車に限る。）とする。

4　法第九十条の十三第二号ロに規定する財務省令で定める基準は、公共交通移動等円滑化基準省令第四十五条第一項の基準とする。